

令和 3 年 3 月 4 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

3月4日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事））
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（大井漁港港整備交付金工事））
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町学校給食センター敷地内における車両損傷事故））
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町一般会計補正予算（第13号））
- 日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町一般会計補正予算（第14号））
- 日程第9 議案第3号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第10 議案第4号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第5号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第6号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第7号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第8号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 南知多町土地開発基金条例及び南知多町土地取得特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第11号 令和2年度南知多町土地取得特別会計予算
- 日程第18 議案第12号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第15号）
- 日程第19 議案第13号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第14号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 日程第21 議案第15号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第16号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第17号 令和3年度南知多町一般会計予算
- 日程第24 議案第18号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第19号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和3年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和3年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第31 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の採択を求める請願

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊藏
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈

防災安全課長	滝本 功	税務課長	神谷 和伸
企画部長	鈴木 茂夫	企画課長	高田 順平
検査財政課長	山下 忠仁	地域振興課長	滝本 恭史
建設経済部長	鈴木 淳二	建設課長	山本 剛
産業振興課長	奥川 広康	水道課長	坂本 有二
厚生部長	大岩 幹治	福祉課長	相川 和英
環境課長	富田 和彦	保健介護課長	田中 直之
住民課長	宮地 利佳	教育長	高橋 篤
教育部長	山下 雅弘	学校教育課長	石黒 俊光
社会教育課長	森 崇史	学校給食センター所長	山本 剛資
会計管理者 兼出納室長	山本 有里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美保 主 査 小坂 有一

[ 開会 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を3月定例町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、季節は三寒四温の言葉どおりに春めいてまいりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症がなかなか収まらず、皆さん気持ちの晴れない日々をお過ごしかとは思いますが、一方では、職員の皆さんがワクチン接種の準備に追われて忙しくしています。私たち議員も協力をしていきたいものです。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は解除されましたが、愛知県の厳重警戒宣言中であります。引き続き感染拡大防止のため、傍聴者の皆様には御迷惑と御不便をおかけいたしますが、別室での傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

また、議案質疑確認書を議席に配付しておりますので、同様の質疑をされないように御留意してください。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番、榎戸陵友議員、12番、石黒充明議員を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言をする際にはマスクを外し、発言をしてください。

---

## 日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

### ○議長（藤井満久君）

日程第3、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

### ○町長（石黒和彦君）

本日、ここに令和3年第1回南知多町議会定例会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本日お越しくございました傍聴者の皆様には、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本定例会にて、令和3年度の一般会計当初予算をはじめ重要諸議案の審議をお願いするに当たり、時間をいただきまして私のまちづくりに対します施政方針を述べさせていただきます。

初めに、この場をお借りいたしまして、新型コロナウイルスに感染された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者をはじめ、最前線でこの感染症と闘い続け、地域を支えてくださっている皆様に敬意を表するとともに、町民の皆様におかれましても、感染防止に努めていただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、本年、我が町は町制60周年を迎えます。我々は、この節目の年を大きな変化の中で迎えることになりました。

大きな変化の一つは、新型コロナウイルス感染症であります。その災いは、一気に世界中の人々の暮らしを変えてしまい、今もこの災いを克服する闘いの中にあり、終息後の姿を明確に見ることはできていません。

2つ目は、Society5.0で実現する新たな未来社会であります。全ての人と物がつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、課題や困難を克服することができる人類の大きな進化であります。

もう一つは、カーボンニュートラルという大きな変化であります。化石燃料で発展してきた人類は、今まさに歯車が逆転し始めています。

これらの大きな変化を感じながら、本町は人口減少ストップ、持続可能な町の実現のため、まちづくりの指針となる第7次総合計画を町民の皆様と共に策定してまいりました。

第7次総合計画は、これまでの総合計画の課題や本町を取り巻く現状を捉え直し、技術の急速な進化や社会の様々な変化に対応でき、本町に関係する全ての皆様が分かりやすく使え、進化する計画となるよう、多くの方々の熱意と熟慮と検討と議論を重ねて作成したものであります。

南知多町の将来イメージは、「絆・選ばれる理由があるまち」であります。

私たちの町には確かな絆が残されています。それは、この地に住み続けた先人が築いた貴い宝であります。しかし、この宝を受け継いできた本町の人口は減少の一途をたどっています。今、私たちを取り巻く大きな変化の中で、この町が選ばれる理由があるまちとなるために、未来に向かう新たな姿の絆が求められているのであります。今までに築き上げてきた絆と、これから皆様と築き上げる新たな絆をさらに大きく深く強いものにするため、一步一步努力を重ねてまいります。

また、総合計画のまちづくりの基本理念は、「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」であります。

これは、皆様と同じ目標を共有し、その実現に向け、互いに努力することの合意を意味します。大切なあなたと力を合わせて成果を積み重ねながら、私たちの町の未来へと続く確かな歩みを力強く踏み出してまいりましょう。

それでは、第7次総合計画の将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」の実現に

向けた3つの重点政策に沿って、令和3年度予算編成について御説明させていただきます。

令和3年度の予算編成方針といたしましては、厳しい財政状況の中、住民サービスの水準の維持に配慮し、住民の理解と協力を得ながら、持続可能な行財政運営を実現するため、慣例にとらわれることなく、真に必要な施策に予算が重点配分されるべく、一層の効率化を図るよう努力してまいりました。

また、喫緊の課題である老朽化した公共施設の更新については、財政負担も大きく、町のみで対応するには難しい課題も多く存在するため、今後の維持管理等に係る経費を考慮し、人口減少・少子高齢化に対応した公共施設の在り方を大幅に見直すとともに、官業を民間に開放し、民間のノウハウや資金を活用するなど、柔軟に対応するよう努めました。

予算編成内容につきましては、3つの重点政策の1つ目であります子育て支援と教育の充実といたしまして、18歳到達年度末までの医療費の自己負担分を助成するとともに、中学校3年、高校3年の年齢相当者を対象として、インフルエンザ予防接種の無料化を引き続き実施し、子ども医療の高い水準を維持してまいります。

また、妊産婦健康診査事業である産婦健康診査に対する助成を年1回から2回へ拡充し、安心して子育てができる支援体制を整備いたします。

町内小・中学校の児童・生徒に、安全・安心な給食を届けることができるよう、令和元年度からの継続事業である新学校給食センター整備事業につきましても、令和3年9月の運用開始を目指し、進めてまいります。

2つ目の産業の活性化と雇用の確保につきましては、観光施設整備事業といたしまして、内海観光センターの建て替えに向け、実施設計及び地質調査を実施いたします。そして、師崎港観光センターにつきましては、民間の資金と経営能力、技術力を活用するPFI事業として進めていくための調査を実施し、整備方針を確立させ、可能な限りの早期建て替えを目指します。

また、農漁業者の新規就業者への支援を引き続き実施するとともに、水産業強化対策整備事業といたしまして、篠島漁業協同組合及び日間賀島漁業協同組合が実施する製氷施設整備に対する補助を行い、漁業生産基盤の向上及び安定化を進めてまいります。

3つ目の定住支援につきましては、空き家まちづくり推進事業といたしまして、空き家活用セミナーの開催、不動産専門家の派遣等により空き家の流動化を図ります。

環境保全対策事業といたしまして、汚水処理人口普及率を向上させるため、合併処理浄化槽への転換に対して補助金の上乗せを行い、単独浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進めてまいります。

ごみ減量化対策事業といたしまして、ごみ袋、可燃ごみ袋の有料化を実施し、減量化に対する意識の向上を図ります。また、師崎地区に続き、新たに豊浜地区にもエコステーションを設置し、ごみの分別排出の促進を図ります。

交通安全推進事業といたしまして、65歳以上の高齢ドライバーにペダル踏み間違い防止等の安全運転支援装置設置費に対して補助を行い、交通安全の推進に努めてまいります。

そして、冒頭に申し上げました新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチンの接種を多くの方々に受けていただき、長く続くコロナ禍の克服ができることに期待をいたしております。コロナ感染症予防対策、経済対策につきましては、地域の経済状況、感染状況を踏まえ、国や県と連携を図りながら、補正予算により適切かつ迅速に対応してまいります。

結びに、大きな変化の中で町制60周年を迎え、第7次総合計画がスタートする令和3年度は、私にとりまして、いま一度人口減少ストップという課題に真正面から向き合い、未来志向のまちづくりにより生み出す成果に向け、大きく踏み出す節目の年度であると実感をいたしております。

「絆・選ばれる理由があるまち」の実現に向け、コロナ禍の厳しい状況の下、町民の皆様へのニーズを的確に把握するとともに、さらなる行政サービスの向上に精進し、信頼をより高めるよう努力をしてまいります。そして、暮らし続けられる町を皆様と共に作り上げられるように、我々はありとあらゆる可能性を模索し、課題に対し常にチャレンジしてまいります。

皆様方におかれましては、私たちと共に心一つに、南知多町を明るい未来に導くため力を合わせていただきますよう心からお願い申し上げます。新年度に当たり私の施政方針とさせていただきます。

それでは、次に諸般報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、御報告させていただきますとともにお願いを申し上げます。

愛知県の発表により、南知多町民で新型コロナウイルスの感染者は、本日3月4日現

在28名の方が確認されています。県内の感染者状況は落ち着きつつありますが、緊急事態宣言解除後に再び急拡大することが懸念されております。町民の皆様におかれましては、大変困難な状況にありますが、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図りながら、町一丸となって乗り越えていけるよう、引き続き感染症対策に御協力をお願い申し上げます。

また、2月17日には、新型コロナウイルスワクチンの医療従事者への先行接種がスタートし、一般の方へは、65歳以上の高齢者の方から順次接種が開始される予定であります。一日も早く町民の皆様が迅速かつ円滑に接種できるよう、町総合体育館及び両島にそれぞれ接種会場を設け、町内医療機関とも連携を図りながら全庁体制で取り組んでまいります。

次に、南知多町立小中学校規模適正化の検討の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

10月27日に、学校適正規模・適正配置基本計画案を策定し、11月に住民説明会を開催いたしました。その後、小学校の再編につきまして、保護者をはじめ住民の皆様さらに御理解をいただくため、12月15日に大井・片名・師崎地区の保護者を対象に意見交換会を行いました。

また、1月20日には大井・片名・師崎地区の住民を対象に、小学校再編についての住民説明会を行い、1月27日の総合教育会議において、小学校については令和4年4月に大井小学校と師崎小学校を統合し、その統合校を師崎小学校の位置に開校する。中学校については、令和5年度以降できる限り早い時期に統合し、段階的な統合も含め、今後地域の理解を得た上で検討を進めるという基本計画を決定いたしました。

今後、基本計画に沿って小・中学校の再編を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、令和3年南知多町成人式について御報告いたします。

令和3年1月10日日曜日でございますが、内海中学校体育館において成人式を実施いたしました。実施に当たりましては、マスクの着用、入場時における検温、手指消毒をお願いし、成人者の座席は間隔を空けて設置いたしました。また、保護者の方々の会場への入場制限、式典やアトラクションの時間短縮など、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じての実施となりました。

例年とは異なった形での実施となりましたが、御出席された皆様の御協力により、

161名の成人者が大人への第一歩を踏み出す記念となる成人式を無事終えることができました。

次に、師崎保育所と大井保育所の統合の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

師崎保育所の廃止に伴いまして、令和3年4月から大井保育所と統合するため、大井保育所の改修工事、駐車場整備工事、及びゼロ歳児と1歳児の受入れ人数確保のために内海保育所増築工事も行っており、一部を除きおおむね完了しております。

大井保育所では、新しく子どもたちを迎え入れるための体験入園や現在の師崎保育所利用者の大井保育所見学会などを行い、受入れ体制を整えています。

今後も受入れ準備を進め、利用児童が一日も早く保育所生活に慣れていただくよう努めてまいりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、ごみ排出量を抑制するための施策について御報告いたします。

令和3年4月から、指定ごみ袋有料化、刈り草の資源化、プラスチック製容器包装収集などの施策を実施させていただきます。また、分別収集品目の変更、知多南部クリーンセンターへ直接搬入されるごみの有料化、知多南部リサイクルステーションの開設も行われます。

この施策の中には、町民の皆様の負担を伴うものもあるため、令和2年6月以降、地区説明会を順次開催し、町民の皆様に説明させていただく予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため説明会が実施できませんでした。その説明会に代わるものとして、6月以降、毎月「南知多ごみ減量化通信」を発行させていただき、町民の皆様に施策に対する理解を深めていただいているところであります。

今後も、ごみ減量化通信、広報、回覧等を利用し、施策内容の一層の周知を図ってまいりますので、ごみ減量に対し、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、諸般報告を終わらせていただきます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本議会に提出させていただきます案件は、専決処分の報告について3件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ24議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号及び第2号の専決処分の報告につきましては、日間賀漁港漁港施設機能強化工事及び大井漁港港整備交付金工事の請負契約におきまして、契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2

項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第3号の専決処分の報告につきましては、南知多町学校給食センター敷地内で発生した車両損傷事故につきまして、損害賠償の額を決定し、和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第1号及び第2号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第13号）及び（第14号）であります。その内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号の辺地総合整備計画の変更につきましては、篠島辺地及び日間賀島辺地における辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第4号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、国の法定限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても課税限度額を引き上げるため、及び同施行令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を引き上げる等の規定の整備がされたため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第5号の南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、豊浜地区に防災センターを整備したことから、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第6号の南知多町部設置条例の一部を改正する条例につきましては、新年度から企画部を廃止するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第7号の南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月13日に施行され、新型コロナウイルス感染症に関する規定が削除されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第8号の南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険

法に基づく南知多町第8期介護保険事業計画の策定において、令和3年度から令和5年度までの保険料率が定められたこと、及び介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第9号の南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町立小中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、南知多町立大井小学校と南知多町立師崎小学校を統合することに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第10号の南知多町土地開発基金条例及び南知多町土地取得特別会計条例を廃止する条例につきましては、土地開発基金及び土地取得特別会計は、現在の行政運営において設立目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れており、今後も活用は見込まれないことから、当該基金及び当該特別会計を廃止するため、現行条例を廃止するものであります。

議案第11号は、令和2年度南知多町土地取得特別会計予算であります。

議案第10号において、土地開発基金及び土地取得特別会計を廃止することに伴い、予算を計上するものであります。予算総額は3億3,870万4,000円で、歳出の内容は一般会計繰出金となっております。また、歳入の内容は、財産売払収入及び土地開発基金繰入金となっております。

議案第12号は、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第15号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,862万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億7,892万4,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費4億9,356万4,000円及び衛生費316万1,000円をそれぞれ追加し、民生費2,784万2,000円、農林水産業費2,366万2,000円、土木費6,001万1,000円、消防費1,126万5,000円及び教育費4,532万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳入におきましては、繰入金2億8,696万1,000円、繰越金2億1,610万6,000円及び諸収入268万1,000円をそれぞれ追加し、町税890万5,000円、地方消費税交付金5,320万円、国庫支出金290万9,000円、県支出金4,471万1,000円及び町債6,740万円をそれぞれ減額するものであります。

あわせて、港整備交付金事業、道路ストックのり面修繕事業、道路橋りょう用地取得事業、師崎山ノ神避難場所整備事業及び豊浜地区防災拠点施設整備事業につつまし

ては、翌年度に繰り越して予算を使用するための繰越明許費の追加、並びに総合体育館非常用発電機整備事業につきましては、繰越明許費の廃止をお願いするものであります。

また、事業費の変更による地方債の補正をお願いするものであります。

議案第13号は、令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,499万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,097万円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、基金積立金2,000円を追加し、保険給付費6,000万円及び保健事業費500万円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳入におきましては、国庫支出金2,518万7,000円、財産収入1,000円、繰入金728万円及び繰越金1,518万9,000円をそれぞれ追加し、国民健康保険税7,085万円及び県支出金4,180万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第14号は、令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ724万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,965万3,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金724万4,000円を減額し、歳入におきまして、後期高齢者医療保険料585万円及び繰入金139万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第15号は、令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,317万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,333万3,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきましては、保険給付費4,317万1,000円を追加するものであります。

歳入におきましては、国庫支出金297万6,000円、支払基金交付金617万円及び繰入金3,471万2,000円をそれぞれ追加し、県支出金68万7,000円を減額するものであります。

議案第16号は、令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ821万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億152万4,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費370万円及び基金積立金451万8,000円をそれぞれ追加し、歳入におきまして、繰越金821万8,000円を追加するものであります。

次に、議案第17号から議案第23号までの7議案は、令和3年度南知多町の各会計の当初予算であります。

一般会計、5特別会計及び企業会計の予算総額は144億2,139万4,000円であり、前年度の当初予算額と比較しますと4億9,395万8,000円、3.3%の減となっております。厳しい財政状況にありますが、社会情勢の動向や町の諸課題に取り組み、住民福祉の維持向上を目指し、予算編成に当たったものであります。

なお、各会計の当初予算につきましては、上程の都度私から、またその他の案件につきましては担当部長等に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議案第24号は、令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,238万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,238万円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、教育費1,238万円を追加し、歳入におきまして、繰越金1,238万円を追加するものであります。

以上で、施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

---

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事））

#### ○議長（藤井満久君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、報告第1号、専決処分の御報告をさせていただきます。

次ページの専決第2号 工事請負契約の変更についてを御覧ください。

令和2年6月11日付議案第42号により議決されました日間賀漁港漁港施設機能強化工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和3年2月5日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前7,260万円を変更後7,388万1,500円とし、128万1,500円増額したものでございます。

次ページの変更理由書を御覧ください。

主な変更内容でございますが、日間賀漁港第1号岸壁の耐震化工事において、事業の進捗を図るため、舗装工を増工したことによる増額の変更でございます。

次ページに、工事の位置図、その裏面に変更箇所を示した標準横断面図と舗装工詳細図をつけておりますので、参考に御覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ここで質疑通告書の申出により、内田保議員の質疑を許可します。

質疑は簡明に願います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

専決処分はできるだけしないほうがいいと、これは両者の合意だと思いますけれども、しかし、法律上、町長の専決処分ができることは承知しております。

町民の立場から疑問に思ったことを2点質問させていただきます。

1点目、今回の場所で舗装工事が追加されておるわけでございますが、耐震工事が、最初の契約時にはなぜそれは明確にならなかったのか。初めから分かっていたら、全体の入札額が10万円も20万円も減ったんじゃないかと思うわけです。

もう一点、変更で約128万円の増額でございますけれども、経費の妥当性はどのようにして検証されたのか、これについてお答えいただきますようお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

それでは、内田議員の2点の御質問に対して答弁させていただきます。

まず1点目でございますが、当初設計時におきましては、次年度以降に予定していた既設舗装工の復旧について、こちらは入札により、請負残等により予算の範囲内で前倒しして施工が可能となったため、増工したものでございます。したがって、当初の契約時点においては、明確でない変更内容となっております。

また、2点目でございますが、増額した金額につきましては、県の設計基準及び設計単価により変更設計を行っておりますので、妥当なものと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって質疑を終了いたします。

---

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（大井漁港港整備交付金工事））

○議長（藤井満久君）

日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（大井漁港港整備交付金工事））の件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、報告第2号、専決処分の御報告をさせていただきます。

次ページの専決第3号 工事請負契約の変更についてを御覧ください。

令和2年8月7日付議案第57号により議決されました大井漁港港整備交付金工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和3年2月5日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前7,436万円を変更後7,678万2,200円とし、242万2,200円増額したものでございます。

次ページの変更理由書を御覧ください。

主な変更内容でございますが、大井漁港浮き桟橋の設置工事において、アンカーブロックを設置する海底地盤高に差異があったため、アンカーブロック基礎工の形状を変更

したことによる増額変更でございます。

次ページに、工事の位置図と計画平面図、その裏面に変更前及び変更後の全体図をつけておりますので、参考に御覧ください。

以上で報告を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

ここで質疑通告書の申出により、内田保議員の質疑を許可します。

質疑は簡明に願います。

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

それでは質問させていただきます。

今のこちらの变更前全体図、变更后全体図を見ますと、いわゆるアンカーブロックの形状の仕方ですが、点で押さえるアンカーブロックのやり方と、それから最後は面で押さえるアンカーブロックのほうに変わっております。これは、あらかじめやはり安全性を考えた場合に、最初からこれを設計して、そして入札をすることができたのではないかと、いわゆる強度の見解からもですね。そういう点を思うものですから、なぜそれが明確にならなくて、今これが明らかになってきたのかと。実際に242万円の増額でありますけど、その経費の妥当性は、また同じかと思えますけど、よろしく願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

建設課長。

**○建設課長（山本 剛君）**

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

当初設計時点におきましては、上の図面、下の図面の違いでございますけれども、水深が約1.5メートル深くだったということで、当初の設計におきましては、漁港台帳など既存のデータを基にした海底地盤高によって設計を行ってございました。発注後に、工事施工に当たりまして、請負業者による調査の結果、海底地盤が深いということが判明しましたので、変更設計を行ったものでございます。したがって、当初の契約時点におきましては、明確となっていなかった変更内容であると考えております。

また、2点目の質問ですけれども、増額した金額につきましては、先ほどの答弁と同じになりますが、県の積算基準及び設計単価により変更設計を行っており、妥当なもの

と考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって質疑を終了いたします。

---

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町学校給食センター敷地内における車両損傷事故））

○議長（藤井満久君）

日程第6、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町学校給食センター敷地内における車両損傷事故））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、報告第3号 専決処分の報告につきまして御説明いたします。

2枚目を御覧ください。

専決第5号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町学校給食センター敷地内で発生しました車両損傷事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和3年2月16日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和3年1月29日午後2時45分頃、南知多町学校給食センター敷地内において、相手方の家族である同センター職員が、相手方の自動車で敷地内の道路を南西向きに走行していたところ、道路側溝の鋼製蓋が跳ね上がり、車両下部のマフラーが破損したものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は16万2,100円でございます。

和解の内容は、相手方に対し、事故に係る自動車の修理代等として上記損害賠償の金額を支払うものでございます。

今後におきましても、施設の管理に十分心がけ、再発防止に努めてまいりますので、

よろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

ここで質疑通告書の申出により、内田保議員の質疑を許可します。

質疑は簡明に願います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点お聞かせ願いたいと思います。

鋼製蓋が跳ね上がってこの事故が起こっております。では、その跳ね上がった蓋は、たまたまそういうふうな形で仕方なかった蓋だったのか、それとも今後も同じような事故が起きるといふことで、措置をする必要があると思つて既に措置がされているのか、いやそれはされていないのかについてお答えください。

○議長（藤井満久君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（山本剛資君）

それでは、内田議員の質問に答えさせていただきます。

今回事故がありました敷地内道路側溝の鋼製蓋につきましては、一般の交通を想定していなかったことから、側溝の上に鋼製蓋を簡易的に乗せた構造になっておりまして、跳ね上がる可能性がございました。今回事故がありましたので、敷地内道路側溝の鋼製蓋につきましては、同様の事故が発生しないよう、鋼製蓋を道路側溝に固定する修繕工事のほうを施工済みであります。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって質疑を終了します。

---

日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町  
一般会計補正予算（第13号））

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町一般会計補正予算（第13号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

## ○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度南知多町一般会計補正予算（第13号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,215万1,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

下段の表、3. 歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は533万3,000円の増額補正でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費でございます。

主な経費といたしまして、10節需用費は、集団接種を行うために必要な椅子、パーティションなどを購入するための消耗品費。

12節委託料は、接種券の印刷機能や接種データの管理機能を付加するためのシステム改修業務委託料及び接種券の作成、案内の封入・封緘などを行う接種券作成業務委託料でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

上段の表、2. 歳入でございます。

20款1項1目繰越金は533万3,000円の増額補正でございます。これは、歳出補正の財源としまして増額補正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

まず、個別接種の会場は幾つ確保されたのか。

それから2点目、308万円のお金になっておりますが、これは1万4,330人分の全員分の印刷の発送準備ということで理解してよろしいか。

3番目です。接種券の発送でございます。65歳以上は3月中旬、64歳以下は4月中旬ということをお前説明を受けました。この予定は変わらないのでしょうか。

最後です。接種券の印刷はどこに回されましたか。よろしくお願ひします。

(「議長、議会運営」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

石垣議員。

○6番(石垣菊蔵君)

ただいまの内田議員の質問、これは全協での質疑、また担当課の回答等あったものもあるように考えております。他の議員を代表しまして、既に回答のあったものは省いていただきまして、簡潔な答弁を求めます。以上です。

○議長(藤井満久君)

私からも、既にしてあるものについては省略して答えてください。

○保健介護課長(田中直之君)

それでは、内田議員の御質問につきまして、まとめて簡単に答弁させていただきます。以前、全協等でも御説明させていただいておりますけれども、今回変わった点を報告させていただきます。

接種券の発送の時期なんですけれども、ワクチンの供給時期、この辺が流動的ということで変わってきております。現時点でございますけれども、まずワクチンが4月26日の週に、65歳以上高齢者への接種用ワクチンとして全市町村のほうに1箱、いわゆる975回分のワクチンが配付されます。これに合わせて、優先接種の65歳高齢者の方に対しての接種券につきましては4月中旬以降の発送を予定しております。

答弁は以上でございます。

○議長(藤井満久君)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

**日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町  
一般会計補正予算（第14号））**

**○議長（藤井満久君）**

日程第8、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町一般会計補正予算（第14号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長（中川昌一君）**

それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度南知多町一般会計補正予算（第14号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,815万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,030万1,000円とするものでございます。

第2条に、予算の執行に当たり、翌年度に繰越しして使用することができる経費といたしまして、繰越明許費をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

下段の表、3. 歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は1,815万円の増額補正及び財源更正でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費でございます。

主な経費といたしまして、11節役務費は、接種案内及び接種券などの発送のための郵便料、篠島及び日間賀島に資機材を搬入するための運搬料などでございます。

12節委託料は、接種に関しての問合せ、予約受付業務などを行うコールセンター運営業務委託料でございます。

17節備品購入費は、集団接種の待合時に、ワクチン接種に係る説明を映すために必要なプロジェクター、モニター型体温計などでございます。

財源更正につきましては、後の歳入で御説明いたしますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の財源に国庫補助金を充当するため、財源更正をするものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

上段の表、2. 歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は2,348万3,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費に対する補助金でございます。

また、議案第1号の補正予算(第13号)で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業費533万3,000円に対する補助金として、併せて計上するものでございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は533万3,000円の減額補正でございます。これは、一般財源の財源調整を行うため減額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきまして、年度内に事業が完了しないた

め、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点質問します。

1つは、そこにあります町外勤務医療従事者接種分国保連合会手数料の6万円と書いてありますが、これはどういうことでしょうか。それについて説明ください。

それから2点目ですが、先ほど説明がありました4月26日以後に65歳以上が975人分ワクチンを打つと、そのような形での説明があったと思いますが、今結局ワクチンがちっとも国から来ないというところで、結局どういうふうに誰から打つのかという形で、早い者勝ちで予約した者から、その975人が打つことになるのか、65歳以上の方の配慮についてお聞かせください。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

内田議員からの御質問2点につきまして、答弁のほうをさせていただきます。

まず1点目、予算書にあります住所地外接種審査支払手数料につきましては、南知多町に住所のある優先接種対象者であります医療従事者等が、例えば勤務先等の町外の医療機関でワクチンの接種を受けた場合、その接種に係る審査と支払い事務を愛知県の国保連……。

（「議長、議会運営」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ただいまの答弁、これは前回説明がありました。

○議長（藤井満久君）

前回答弁してあることについては省略してください。

○保健介護課長（田中直之君）

前回は、手数料というものは経費としてかかるよということだったんですけれども、ちょっと詳細について説明していなかったものですから、改めて説明させていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（藤井満久君）

簡明をお願いします。

○保健介護課長（田中直之君）

分かりました。

そういった国保連へ審査と支払いの事務を委託する場合の手数料となっております。

あと2点目につきましては、4月26日の週に975人分のワクチンが町に来るということなんですけれども、まず接種券につきましては、65歳以上高齢者に接種券を配るわけなんですけれども、今段階的に送付しようということを考えておまして、まず65歳以上でも75歳以上の方を先に送付させていただいて、その後、日にちをずらして65歳以上74歳までの方、そういった段階的に接種券を郵送しようと思っておりますので、そういった年の大きい高齢者の方が早めに予約して接種できるような配慮をしたいと考えております。

答弁につきましては以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[ 休憩 10時35分 ]

[ 再開 10時45分 ]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

---

日程第9 議案第3号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（藤井満久君）

続きまして、日程第9、議案第3号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第3号 辺地総合整備計画の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、辺地総合整備計画を変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の計画の変更内容は、辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を増額するもので、中段の表にございます篠島辺地及び日間賀島辺地におきまして、表の下段、両辺地の総合整備計画の事業費の合計「6億9,596万8,000円」を「12億435万6,000円」に、表の一番右、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額「3億8,995万円」を「8億9,770万円」に増額するものでございます。

増額の要因としましては、個々の辺地対策事業計画の見直しによるもので、主なもの

は、師崎港周辺整備計画の変更でございます。

3の計画期間は、令和元年度から令和6年度まででございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点だけ質問します。

非常に有利な辺地債でございまして、今回も増額されておるわけですが、南知多側からこういう事業で辺地債を適用したいということがあれば、その年に何度でも変更することができるのかどうか、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

それでは、内田議員が今御質問されました、その都度変更ができるのかということについて答弁させていただきます。

こちらについては、変更のスケジュールというものがございまして、4月の頭に総務省のほうに提出するということでございますので、その都度ではなく、年に1回ということになりますので、また来年度変更が生じましたら、また来年度の3月議会で御承認いただくというスケジュールで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第10 議案第4号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第10、議案第4号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（田中嘉久君）**

それでは、議案第4号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布され、国の法定限度額が引き上げられたことに伴いまして、本町においても課税限度額を引き上げるため、及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を引き上げる等の規定の整備がされたため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容であります。

(1)基礎課税額の改正としまして、限度額を現行の「61万円」から「63万円」に改正し、2万円引き上げるもので、第2条第2項及び第23条関係であります。

(2)は、介護納付金課税額の改正としまして、限度額を現行の「16万円」から「17万円」に改正し、1万円引き上げるもので、第2条第4項及び第23条関係であります。

(3)国民健康保険税の減額に係る所得の基準額の改正としまして、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を「33万円」から「43万円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるもので、第23条関係であります。

3の施行期日等であります。

令和3年4月1日からの施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

提案理由の説明の次に、この条例の新旧対照表をつけてありますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第11 議案第5号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第5号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第5号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由であります。

自主防災組織等の防災活動の拠点としての機能を確保し、地域防災力の向上に資するため、豊浜地区に防災センターを整備したことから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、設置及び管理について必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容であります。

防災センターの名称及び位置を次のとおり追加するもので、別表関係であります。

名称は南知多町豊浜防災センター、位置は南知多町大字豊浜字棕田22番地の6でございます。

最後に、3の施行期日は令和3年4月1日からであります。

提案理由の次に新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点質問させていただきます。

まず、1点目、師崎のビラ・マリーンが入っておりません。これは防災センターとしての位置づけでなく、避難所だけの位置づけになっているのか。

2点目、町民が防災センターの利用を防災会議だけに関わらず、うまく利用できるようにしてほしいと。そういう工夫について、町はどのように考えておるのか、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

それでは、内田議員の御質問2点につきまして答弁させていただきます。

まず、ビラ・マリーンの関係が防災センターの設置条例の中には入っていないという

こととございますが、今議員おっしゃられるとおり、ビラ・マリーンは師崎避難所ということで、別で師崎避難所設置に関する条例を整備しております。

そして、この防災センターの利用についてでございますけれども、利用は防災に関する目的、防災の思想の普及ですとか啓発、こういった関係で使っていただける、何らかの形で結びつけていただく利用であれば、どんな団体でも使っていただくことは可能としておりますので、そういった形で使っていただければと思っております。以上です。

**○議長（藤井満久君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第12 議案第6号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第12、議案第6号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

**○企画部長（鈴木茂夫君）**

それでは、議案第6号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由は、新たな行政需要に対応しつつ業務の効率化にも取り組むことが重要なことから、業務の継続性に配慮しつつ、行政機構のスリム化を推進することを目的として企画部を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容は、(1)企画部を廃止するもので、第2条関係でございます。

(2)企画部の事務分掌を総務部へ移管するもので、第3条関係でございます。

3の施行期日等は、(1)令和3年4月1日から施行するものでございます。

(2)部設置条例の改正に伴い、南知多町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正するもので、企画部を廃止したことにより、第7条中「企画部企画課」を「総務部企画財政課」に改めるものでございます。

次のページに新旧対照表をつけてございますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

これは大事な提案でありますので、5点質問させていただきます。

まず1点目、住民から離れた部長より直接住民と関わるスリムな課長制にすることは基本的には賛成です。しかし、南知多町の組織としての行政運営で執行部体制がどうなるのか分かりません。今の幹部会が今後課長制ばかりにしたときに、効率的な体制で運営する上で、どのような組織を今考えておるのか、お答えください。

2点目、昔は南知多町も部長なしの課長制で運用したと聞いております。まだしばらくは部長も存在しますが、他市町等の連絡会議で部長レベルの会議があったときは、どのような対応をしていくのか。

3点目、今後給与面、モチベーションの配慮も必要でございます。もし年齢が上がってきたときに、わたりの制度の工夫などが必要かと思いますが、それは給与面ではどのように考えているか。

4点目、課長制を具体的に明確にしていくなれば、第7次総合計画の始まりです。役場内外からの人材で行政運営システムの検討会議を独自に立ち上げて、執行機関としての課長制に関わる今後の組織運営の様々なメリット・デメリットを検討していくことが必要に思いますけど、どういうふうに考えますか。

5点目、この条例変更に関わって、先ほど南知多町行政改革推進委員会の設置条例7

条も変わっております。もう一つ、規則の変更が必要だと思います。それは、南知多町会計管理者の補助組織設置規則です。出納室室長となっておりますので、今回会計課としたことは、1条から5条にわたって全て言葉の整理が必要と考えます。どう考えておりますか。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

ただいまの内田議員からの御質問の1つ目は、執行部の体制が今後どうなるのか。それから2つ目が、他市町との関係ですね。他市町はまだ部長制であるのに、南知多町だけ部長制を廃止した場合にどういうふうに考えているのか。それから3点目、職員のモチベーションについてどのような対策、あるいは考え方をしているのか。そして4番目……。

（「質問の説明は要らないと思います」と呼ぶ者あり）

はい。こういった1番から5番までいただきましたが、これらにつきましては、第7次総合計画で進行管理というものを行ってまいります。その中で行財政マネジメントという部門がございまして、外部有識者の御意見等をお伺いしながら透明性を確保し、今後検討をしていくという方針でございます。

最後に、規則の関係でございますが、関連した規則は必要な部分について精査し、改正をしていく予定でございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第7号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第7号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行され、新型コロナウイルス感染症に関する規定が削除されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、傷病手当金の支給に係る新型コロナウイルス感染症の定義を改正するもので、附則第5条関係であります。

3. 施行期日等は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南知多町国民健康保険条例附則第5条第1項の規定は、令和3年2月13日からの適用となります。

なお、次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第8号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第8号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第8号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

1. 改正の理由は、介護保険法に基づく南知多町第8期介護保険事業計画の策定において、令和3年度から令和5年度までの保険料率が定められたこと及び介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容で、(1)保険料率の適用年度の改定は、平成30年度から令和2年度を、令和3年度から令和5年度に改めるもので、第4条第1項関係であります。なお、保険料率の改定はございません。

(2)基準所得金額の改定は、保険料所得段階の12段階のうち、町民税本人課税層の第7段階から第9段階の境目となる基準所得金額を改めるもので、第7段階と第8段階の境目の基準所得金額「200万円」を「210万円」とし、第8段階と第9段階の境目の基準所得金額「300万円」を「320万円」とするもので、第4条第1項関係であります。

(3)保険料率の算定に関する基準の特例の追加は、平成30年度及び令和2年度税制改正による介護保険料等の負担水準等に不利益が生じないよう、介護保険法施行令等が一部改正され、この改正を踏まえ、サービス費等の額に係る所得額の算定における給与所得または公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除するもので、附則第10条関係であります。

3. 施行期日等の(1)施行期日は令和3年4月1日からであります。

(2)経過措置は、改正後の南知多町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるも

のとするものであります。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第15 議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第15、議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

**○教育部長（山下雅弘君）**

それでは、議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由でございます。

南知多町立小中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、南知多町立大井小学校と南知多町立師崎小学校を統合することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございます。

名称を（仮称）南知多町立大井・師崎統合小学校とし、現在の南知多町立師崎小学校の位置に設置するもので、別表関係でございます。

3の施行期日は、令和4年4月1日でございます。

なお、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

**○11番（榎戸陵友君）**

この統廃合が行われた場合、師崎小学校になります。師崎中学校がもし空いたならば、そこから師崎中学校に新しい統合校が移るという可能性は考えておりますか。

**○議長（藤井満久君）**

教育部長。

**○教育部長（山下雅弘君）**

こちらの御質問の件につきましては、今回の適正規模・適正配置基本計画のほうに記載がございます。師崎小学校の統合後1年経過をめぐりに統合の検証をいたします。その際に、統合の場所について、師崎中学校がもし空いている状態であれば、師崎中学校に移ることによって統合の課題等が解消されるようであれば、統合する可能性も出てくることあるかなと思っております。それにつきましても、保護者の方の御意見等も参考にしながら決定していくものでございますので、現在は必ずそうなるということはいえませんが、検討はいたしていきます。以上です。

（挙手する者あり）

**○議長（藤井満久君）**

榎戸議員。

**○11番（榎戸陵友君）**

ちょっとうれしくて、ちょっと残念な答弁だったんですけど、そうやって検討はしてくれらるということは大変うれしく思います。

しかしながら、私はやっぱり最初から師崎中学校に行くことを望んでおります。と申しますのは、やっぱりバス通学だと子どもたちは地域を歩いていかない。そうすると、地域の方々を知ることもしないです。地域を知ることもしないです。子どもたちも地域の人を知ることもしないです。そういったところで、やっぱり通学をして師崎中学校に行くと、地域にも愛着を感じるし、地域の人にも育ててもらえる。そういった意味で、バス通学の師崎小学校よりは師崎中学校に統合校を設置していただきたい、そういうふうに思います。

それで、そうしないと大井のまちは小学校がなくなって、最後の最後には限界集落になってしまうような大変人口が減って、そして活気もなくなり、まちとしての機能もなくなってしまふような状況が生まれてくると思います。

そういった面で、今南知多町では、第7次南知多町総合計画2021前期計画というのが検討されました。この中のまちづくりの基本理念というのを町当局は知っておりますでしょうか。誰が考えたか知らないけれども、暮らし続けられるまちをあなたとつくと。

○議長（藤井満久君）

榎戸議員に申し上げます。

今の質問は関連質問になりますので、関連質問は却下します。

○11番（榎戸陵友君）

こういった、じゃあ17ページを読んでください。そうすると、この設置条例は、第7次の計画に反する真逆の……。

（「議長、議会運営」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ただいまの榎戸議員の発言は、質疑ではなく反対討論と思えるような発言であり、この場はこの議案に対する質疑でございます。良識ある質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

榎戸議員の思いも分かりますけれども、その辺は踏まえて質問してください。

○11番（榎戸陵友君）

反対討論ではありません。

それに真逆の施策をしようとしているわけです。それに対して、町当局はどのような考えがあるのか、どのように考えているのか。まるっきり悪くすると、未来に向かっていくのと反対の政策をやろうとしているわけです。それについて回答をお願いします。

#### ○教育部長（山下雅弘君）

統合に伴い、地域から学校がなくなることにより、統合後の学校と地域の関係が希薄となり、地域のコミュニティ力が損なわれる御心配もあると思いますが、統合した場合でも地域コミュニティが崩壊しないよう、廃校後の跡地利用も含め、町長部局と調整を図りながら地域コミュニティを推進しなければならないと考えます。また、バス通学となっても、乗降場所までは地域の方々と話したり、周囲の自然と触れ合い、地域の方々に見守られながら歩いて行きます。

今回の小中学校適正規模・適正配置基本計画では、各中学校区に小学校を残すことであり、今までと異なった地域から子どもたちが通学するので、より広い地域で子どもたちを育てていくこととなります。

南知多町の特徴である地域に根差した学校で、子どもたちにとっての「地域」が広がり、将来的には「南知多町」を郷土として捉えられるようになってほしいと願っています。学校、家庭、地域がより強い連携の中で、支え合い、人と人とのつながりを広げていくことにより、「郷土に誇りを持ち、心豊かに自ら学び、心身ともにたくましい児童」を育てていきたいと考えています。そして、基本理念にある「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」の行動指針の下、第7次総合計画の将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」の実現を目指していきます。

地域に子どもがいなくなるわけではありません。地域活動や行事に子どもたちを引き込んで、一緒に学んでいけるよう、今まで以上に地域の皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

#### ○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第10号 南知多町土地開発基金条例及び南知多町土地取得特別会計条例を廃止する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第10号 南知多町土地開発基金条例及び南知多町土地取得特別会計条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第10号 南知多町土地開発基金条例及び南知多町土地取得特別会計条例を廃止する条例につきまして説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1. 廃止の理由でございます。

土地開発基金及び土地取得特別会計は、現在の行政運営において、設立目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れており、今後も活用が見込まれない。当該基金及び当該特別会計を廃止し、保有していた財産について後年度の予算の財源として有効に活用するため、現行条例を廃止する必要があるからであります。

2. 施行期日は令和3年3月31日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点お伺いします。

1点目ですが、この土地基金条例についての昭和46年当時の主な狙いは何だったのでしょうか。

2点目、今後土地先行取得については、一般会計の公有財産購入費を軸とするのか、土地開発公社への委託を軸とするのか、どちらに力点を置いていくつもりなんだろう。もし、今後公社を利用する機会がなければ、思い切って脱退して100万円の出資金を返却してもいいんじゃないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

(「議長、議会運営」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

石垣議員。

○6番(石垣菊蔵君)

先ほどから何度も言っております。全員協議会でも回答があった内容が含まれていると思いますので、その点よろしくお願いします。

○議長(藤井満久君)

全協での質問、答弁を踏まえた上でお答えください。

検査財政課長。

○検査財政課長(山下忠仁君)

土地開発基金の設置のときの狙いは、今後町の……。

(「説明はなしだよ」と呼ぶ者あり)

それでは、半田市土地開発公社を使って土地を取得するかについての町の考え方は、当初予算等で計上し、土地の取得をする考えでございます。土地開発公社を脱退する考えは今現在ございません。以上です。

○議長(藤井満久君)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 議案第11号 令和2年度南知多町土地取得特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第11号 令和2年度南知多町土地取得特別会計予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第11号 令和2年度南知多町土地取得特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、この会計は、公用もしくは公共に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する事業に係る歳入歳出を経理する会計であり、議案第10号で提案しました南知多町土地開発基金条例及び土地取得特別会計を廃止することに伴い、土地開発基金が保有する現金を全額一般会計に繰り入れるため計上するものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。

令和2年度南知多町土地取得特別会計予算の第1条は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,870万4,000円と定めるものであります。

次に、予算の内容でございますが、6ページ、7ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

1款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入は予算額440万9,000円でございます。これは、愛知県の都市計画道路事業に関連して、町道整備のため取得した土地の代替用地として、豊浜字下大田面地内の土地183.70平方メートルを売り払うことにより得る収入を計上したものでございます。

次に、2款繰入金、1項1目基金繰入金は予算額3億3,429万5,000円でございます。これは、土地開発基金が保有する現金を全て繰り入れるものでございます。

次に、3. 歳出であります。

1款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金は予算額3億3,870万4,000円でございます。これは、歳入の全額を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第18 議案第12号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第15号）

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第12号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第15号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第12号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第15号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,862万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億7,892万4,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加及び廃止をお願いするものでございます。

第3条は地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

22ページ、23ページを御覧ください。

3. 歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費は200万円の減額補正でございます。これは、町制60周年に向けて記念動画コンテストの開催を予定しておりましたが、コロナの影響により中止したため減額するものでございます。

7目基金費は4億9,640万円の増額補正でございます。このうち、財政調整基金積立金3億5,653万6,000円は、令和元年度決算剰余金基金の利子分及び土地取得特別会計繰入金の一部を積み立てるため増額補正するものでございます。

公共施設等整備基金積立金1億3,986万4,000円は、基金の利子分及び土地取得特別会計繰入金の一部を積み立てるため増額補正するものでございます。

10目交通安全対策費は、事業費の確定による地方債の減額の変更に伴い、財源更正をするものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は83万6,000円の減額補正でございます。これは住基ネットワークシステム改修を予定しておりましたが、国のシステムに係るアプリケーションの改修が遅れていることにより、本年度中に着手できないため減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目国民健康保険費は728万円の増額補正でございます。これは、国民健康保険特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

5目社会福祉医療費は1,383万3,000円の減額補正であります。このうち、障害者医療費275万3,000円、子ども医療費629万9,000円及び次のページの精神障害者医療費338万7,000円は、令和2年度末の医療給付費の見込みが予算額を下回ったため、減額するものであります。

後期高齢者医療特別会計繰出金は139万4,000円の減額補正で、後期高齢者医療特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

6目介護保険費は539万7,000円の増額補正であります。これは、介護保険特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

7目障害者福祉費は604万6,000円の増額補正であります。これは、令和3年度に予定されております報酬改定への対応に伴う障害福祉サービスシステム改修業務委託料及び令和元年度障害者自立支援給付費等の精算に伴う国庫及び県負担金の返還金でございま

す。

8 目後期高齢者保健事業費は241万円の減額補正であります。これは、コロナの影響により集団健診の日程を削減し、定数を設け実施したことにより、当初の見込みより受診者数が減少したため減額するものであります。

次に、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は857万7,000円の減額補正であります。これは、児童手当及び遺児手当の受給者数の減少に伴いまして減額するものであります。

2 目児童運営費は799万3,000円の減額補正であります。このうち保育所一般管理費は629万8,000円の減額補正で、1 節報酬の会計年度任用職員報酬は、正職員の休業や途中退職等により会計年度任用保育士の雇用の増加によるものでございます。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金の民間保育所運営費補助金は、人件費総額の減額及び公定価格等の変更により減額するものであります。

19節扶助費は、対象者が転出したことにより、施設型給付費を減額するものであります。

22節償還金、利子及び割引料は、令和元年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国庫返還金でございます。

放課後児童健全育成事業費は169万5,000円の減額補正で、コロナの影響で夏休みが短縮され、勤務時間が減少したことに伴い減額するものでございます。

3 目児童福祉施設整備費は1,375万2,000円の減額補正であります。これは内海保育所増築・外部改修工事設計監理委託料及び工事請負費の入札請負残による減額でございます。また、内海保育所駐車場整備工事設計監理委託料におきましては、役場内部で設計を行ったため減額するものであります。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目知多南部衛生組合費は1,052万7,000円の増額補正であります。増額の主な理由は、4 月から始まるごみ有料化前の駆け込みによるごみ排出量増加に伴う離島粗大ごみ収集運搬業務委託料及び資源物運搬処理委託料の増額によるものでございます。

2 項清掃費、1 目じん芥処理費は378万7,000円の減額補正であります。これは、がんばるごみ減量報奨金の該当がなかったことによる減額及び豊浜地区のエコステーション資源回収処分業務委託料について、設置場所の変更等の理由により4 月から運用開始とすることとしたため減額するものであります。

次に、28ページ、29ページを御覧ください。

3目知多南部広域環境組合費は357万9,000円の減額補正であります。ごみ処理施設建設のための国の交付金の額が確定したことなどに伴い、減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は944万2,000円の減額補正であります。このうち経営体育成支援事業については事業が採択されなかったこと、また農業次世代人材投資資金については、申請者の確定によりそれぞれ補助金を減額するものでございます。

5目農地費は1,422万円の減額補正であります。これは、県営経営体育成基盤整備事業費を1,500万円減額及び県営ため池整備事業費を78万円増額するもので、それぞれ愛知県事業に係る負担金の額の確定に伴い、補正するものでございます。

次に、3項水産業費、4目漁港建設費は事業費の確定による地方債の限度額の変更に伴い、財源更正をするものであります。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費は6,501万1,000円の減額補正で、このうち12節委託料は、橋りょう点検調査業務委託料の入札請負残による減額でございます。

続きまして、30ページ、31ページを御覧ください。

14節工事請負費は、令和3年度に予定しておりましたのり面工事を国の3次補正により前倒しして実施するため増額するものであります。

16節公有財産購入費及び21節補償、補填及び賠償金は、町道3209号線の道路改築事業に係る用地交渉が本年度中に成立しない見込みとなったため減額するものでございます。

次に、3項河川費、1目急傾斜地崩壊対策事業500万円の増額補正でございます。これは、愛知県事業に係る負担金の額の確定に伴い、補正するものでございます。

次に、9款1項消防費、1目常備消防費は728万7,000円の減額補正であります。これは、知多南部消防組合の分担金で、前年度繰越金の増額及び職員手当等の減額などにより減額補正するものであります。

2目非常備消防費は397万8,000円の減額補正であります。これは、コロナの影響により消防操法大会を中止したため減額するものであります。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費及び次のページ、32ページ、33ページ、3項中学校費、1目学校管理費は情報通信ネットワーク環境施設整備事業費の額の確定による地方債の限度額の変更に伴い、それぞれ財源更正をするものでございます。

次に、5項保健体育費、3目体育施設費は4,180万2,000円の減額補正であります。これは、総合体育館非常用発電機工事の実施設計業務を進める中で、工事費の増額が必要となりましたが、有利な地方債の借入れを行うため、令和2年度予算を全額減額するものでございます。

なお、令和3年度当初予算で改めて工事費を計上させていただいております。

4目給食施設費は352万円の減額補正で、給食配送業務委託料の入札請負残による減額でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

14ページ、15ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

1款町税、5項入湯税、1目入湯税は890万5,000円の減額補正であります。これは、コロナの影響により入湯税の収入見込みが減少したため減額補正するものでございます。

7款1項1目地方消費税交付金は5,320万円の減額補正であります。これは、12月までの実績を参考とした本年度の収入見込みにより減額するものであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は345万9,000円の減額補正であります。これは、歳出で御説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金を184万6,000円増額し、児童手当支給費を530万5,000円減額するものであります。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は55万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました障害福祉サービスシステム改修業務委託料に対する補助金でございます。

次に、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は434万8,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金を643万8,000円増額いたしまして、後期高齢者医療保険基盤安定負担金104万5,000円及び児童手当支給費104万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

2項県補助金、1目総務費県補助金は100万3,000円の減額補正で、ごみステーション設置事業費の減額に伴い補正するものでございます。

2目民生費県補助金は578万2,000円の減額補正で、令和2年度末の医療給付費の見込

みによる減額に伴い、それぞれ補正するものでございます。

4目農林水産業費県補助金は944万2,000円の減額補正で、農業振興対策事業費の減額に伴い、それぞれ補正するものでございます。

5目土木費県補助金は、道路橋りょう維持補修事業費の補正に伴い、社会資本整備総合交付金は441万8,000円の増額補正、道路改築事業費は3,725万円の減額補正をするものでございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は3,087万1,000円の増額補正でございます。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整といたしまして増額するものでございます。

5目土地開発基金繰入金は8,631万4,000円の減額補正で、本年度のコロナ対策事業の財源として計上しておりましたが、土地開発基金の廃止に伴いまして、財政調整基金にて財源調整することとしましたので、減額するものであります。

次に、2項特別会計繰入金、4目漁業集落排水事業特別会計繰入金は370万円の増額補正でございます。これは、令和元年度一般会計繰出金の精算に伴う漁業集落排水事業特別会計からの繰入金でございます。

次に、18ページ、19ページを御覧ください。

5目土地取得特別会計繰入金は3億3,870万4,000円の増額補正であります。これは、土地取得特別会計の廃止に伴う繰入金でございます。

20款1項1目繰越金は2億1,610万6,000円の増額補正でございます。これは、令和元年度の決算剰余金の未計上分を繰越金として計上したものでございます。

21款諸収入、4項3目雑入は268万1,000円の増額補正であります。これは、後期高齢者の健診受診者数の減少に伴い、後期高齢者医療広域連合受託事業収入219万3,000円を減額し、令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴い、広域連合から負担金が返金されるため、487万4,000円を増額するものでございます。

次に、22款1項町債、1目総務債は170万円の減額補正、2目民生費は1,450万円の減額補正、3目農林水産業債は1,100万円の減額補正、4目土木債は960万円の増額補正、6目教育債は4,980万円の減額補正であります。これは、それぞれの事業費の確定及び変更などに伴い、限度額をそれぞれ補正するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、6ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

港整備交付金事業、道路ストックのり面修繕事業、道路橋りょう用地取得事業、師崎山ノ神避難場所整備事業及び豊浜地区防災拠点施設整備事業のうち、非常用発電機等設置事業につきましては、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置でございます。また、総合体育館非常用発電機整備事業につきましては、歳出で御説明いたしましたが、工事を行うに当たり、有利な地方債の借入れを行うため、繰越明許費の廃止をお願いするものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

第3表、地方債補正の表でございます。

歳入の22款町債にて御説明させていただきました各事業債の補正による限度額の変更でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

こちらは、会計年度任用職員に係る補正予算給与費明細書になります。

上段の表イ、会計年度任用職員の比較の欄、報酬の欄を御覧ください。

報酬94万3,000円の増額でございます。これは、保育所一般管理費及び放課後児童健全育成事業費の会計年度任用職員報酬の増でございます。

次に、37ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

一般会計の地方債残高は、表の一番下段の右側になりますが、令和2年度末現在高見込額は70億9,822万7,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 議案第13号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第13号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

議案第13号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,499万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,097万円とするものがあります。

補正をお願いする内容につきまして、まず歳出から説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

上段の3. 歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は6,000万円の減額補正であります。これは、本年1月分までの医療費の実績から推計した結果、当初の見込みより減額となったためであります。

次の2段目、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費は500万円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、特定健診における集団健診の受診者数を制限して実施したため、減額となったものであります。

次の下段、6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業安定化基金積立金は2,000円の増額補正であります。これは、基金積立金の利子が当初見込みより増額となったためであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

戻っていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

上段の２．歳入、１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税は7,085万円の減額補正であります。これは、本年度の一般被保険者国民健康保険税が見込みより減額となったためであります。

次の２段目、２款国庫支出金、１項国庫補助金、５目国民健康保険災害等臨時特例補助金は2,518万7,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免分に対する補助金が増額となったためであります。

次の３段目、３款県支出金、１項県負担金・補助金、１目保険給付費等交付金は4,180万5,000円の減額補正であります。

このうち、１節保険給付費等交付金（普通交付金）6,000万円は、歳出の２款保険給付費の減額に伴い、交付金が当初見込みより減額となったものであります。

次の２節保険給付費等交付金（特別交付金）1,819万5,000円は、県の交付金の額の変更に伴い増額するものであります。

次に、１枚はねていただき、10ページ、11ページを御覧ください。

上段の４款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金は1,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険事業安定化基金の利子が当初見込みより増額となったためであります。

次の２段目、５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金は728万円の増額補正であります。これは、１節保険基盤安定繰入金と４節その他一般会計繰入金の確定に伴い増額となったものであります。

次の３段目、６款１項繰越金、１目その他繰越金は1,518万9,000円の増額補正であります。これは前年度からの繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時ゼロ分といたします。

なお、ウイルス感染症対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[ 休憩 11時55分 ]

[ 再開 13時00分 ]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

---

日程第20 議案第14号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第20、議案第14号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第14号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ724万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,965万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

下段の3. 歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は724万4,000円の減額補正であります。これは、町が収納した保険料と保険基盤安定繰入金額を合わせて広域連合に納付金として納めるものですが、特別徴収分の保険料と保険基盤安定繰入金の

額の確定により減額となったものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

同じページの上段の2. 歳入、1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料は585万円の減額補正であります。これは、特別徴収分の保険料の額の確定により減額となったものであります。

次の2段目、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は139万4,000円の減額補正であります。これは、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い、減額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第21 議案第15号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第21、議案第15号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第15号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,317万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,333万3,000円とするものがあります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

3. 歳出、2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費につきましては3,700万2,000円の増額補正であります。これは、当初見込んだ介護サービス等諸費が、利用者増等の理由により必要額を超える見込みとなったため、増額補正するものであります。

次に、2項1目支援（介護予防）サービス等諸費につきましては559万3,000円の増額補正であります。これは、当初見込んだ支援（介護予防）サービス等諸費が利用者増等の理由により必要額を超える見込みとなったため増額補正するものであります。

次に、4項1目高額医療合算介護サービス等費につきましては54万円の増額補正であります。これは、医療措置が必要となり、同一世帯内で医療と介護を合わせた自己負担額の限度額を超える受給者が増加したことにより、当初見込んだ高額医療合算介護サービス等費が必要額を超える見込みとなったため、増額補正するものであります。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

5項特定入所者介護サービス等費、2目特定入所者支援（介護予防）サービス等費につきましては3万6,000円の増額補正であります。これは、入所施設における低所得者の食費・居住費に対して給付を行うものであり、当初見込んだ特定入所者支援（介護予防）サービス等費が受給者増等の理由により必要額を超える見込みとなったため、増額補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2. 歳入、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては229万8,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の増額に伴う国の負担分に応じた負担金の増額補正であります。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては67万8,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の増額に伴う国の負担分に応じた交付金の増額補正であります。

次に、3款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては617万円の増

額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の増額に伴う支払基金の負担分に応じた交付金の増額補正であります。

次に、4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては68万7,000円の減額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の補正に伴う県の負担分に応じた負担金の減額補正であります。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては539万7,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の増額に伴う町の負担分に応じた繰入金の増額補正であります。

次に、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては2,931万5,000円の増額補正であります。これは、歳出に対する歳入の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第22 議案第16号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第22、議案第16号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第16号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ821万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億152万4,000円とするものであります。

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。

まず、歳出より説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

2段目の3. 歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、27節繰出金は370万円の増額補正であります。令和元年度決算により一般会計繰入額を精算するものであります。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金、24節積立金は451万8,000円の増額補正であります。令和元年度決算により繰越金を基金に積み立てるものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

上段の2. 歳入を御覧ください。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は821万8,000円の増額補正であります。令和元年度決算による繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第23 議案第17号 令和3年度南知多町一般会計予算

#### ○議長（藤井満久君）

日程第23、議案第17号 令和3年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

議案第17号 令和3年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は81億1,000万円で、令和2年度と比較いたしますと3億3,000万円、3.9%の減となっております。

概要につきましては、さきに配付させていただきました令和3年度予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明いたします。

歳入予算の構成としまして、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は56億2,187万9,000円で、予算額全体に占める割合は69.3%であります。

1 款町税、1 項町民税のうち個人分につきましては、漁業などの営業所得につき減収が見込まれ、前年度と比較しまして5,506万2,000円減の7億4,691万5,000円を見込んでいます。

法人分につきましては、決算見込みから前年度と比較し327万6,000円減の7,860万7,000円を見込んでいます。

個人分と法人分を合わせました町民税の総額では、前年度と比較し5,833万8,000円減の8億2,552万2,000円を計上しています。

固定資産税につきましては、土地の現年課税分につき、評価替えによる減収を見込み、前年度と比較しまして2,541万円減の2億3,652万2,000円を見込んでいます。

家屋の現年課税分は、前年度と比較しまして評価替えによる減収を見込み、5,891万5,000円減の5億5,218万2,000円を見込んでいます。

償却資産の現年課税分は、コロナ軽減による減額を見込み、前年度と比較しまして

7,123万4,000円減の1億1,110万8,000円を見込んでいます。

固定資産税の総額では、前年度と比較しまして1億2,759万3,000円減の9億8,459万6,000円を計上しています。

その他、軽自動車税7,668万2,000円、町たばこ税1億2,624万7,000円、入湯税1,089万4,000円を計上しております。

町税全体では、前年度と比較しまして1億8,750万4,000円減の20億2,394万2,000円を計上しています。

2款地方譲与税のうち地方揮発油譲与税2,170万円、自動車重量譲与税5,860万円は、町道の延長・面積により交付されるものであります。

7款地方消費税交付金は、新型コロナウイルスの影響を見込み、3,060万円減の4億3,320万円を計上しています。

9款地方特例交付金9,190万円のうち、新型コロナウイルスの影響による固定資産税の軽減措置等の補填として、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金7,700万円を計上しています。

10款地方交付税は、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。そのうち、普通交付税は令和2年度国勢調査における人口減を見込み、1億2,400万円減の18億5,200万円を計上しています。また、特別交付税は1億5,800万円を計上しています。

13款使用料及び手数料は、ごみ有料化による指定ごみ袋売捌金の増を見込み、3,427万5,000円増の9,803万4,000円を計上しています。

14款及び15款の国及び県支出金は合計額で13億3,172万9,000円の計上で、前年度と比較しまして1億9,364万4,000円の増額となっております。増額となりました主な理由としては、水産業強化支援事業として篠島及び日間賀島漁業協同組合が行う製氷施設整備に対する補助金の増でございます。

17款寄附金のうち、ふるさと納税は、前年度と比較しまして3,000万円増の2億円を計上しています。

18款繰入金は、前年度と比較しまして1,758万5,000円減の5億7,824万5,000円を計上しています。繰り入れる基金の内訳としましては、財源不足を補うために財政調整基金から3億295万1,000円、火葬場整備に係る知多南部衛生組合分担金の財源として都市計画事業基金から2億3,242万3,000円、学校給食センター整備の財源としまして公共施設等整備基金から4,286万7,000円をそれぞれ計上しています。

21款町債につきましては、前年度と比較し2億7,149万2,000円減の9億5,580万8,000円を計上しています。町債の主な事業は、内海観光センター整備事業、総合体育館非常用発電機整備事業、学校給食センター整備事業などの普通建設事業の財源といたしまして5億8,830万円、地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債3億6,750万8,000円の借入を予定しています。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が地方交付税に算入されることとなっています。

その他主な収入といたしまして、12款分担金及び負担金1,597万4,000円、19款繰越金5,000万円及び20款諸収入1億9,673万7,000円をそれぞれ計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

それでは、令和3年度予算の概要の14、15ページに掲載しています一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして説明をいたします。

1の人件費につきましては総額17億4,629万9,000円で、前年度と比較し1,985万円の増額となっております。増額の主な理由は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外勤務手当の増によるものであります。

2の物件費につきましては総額11億2,259万1,000円で、前年度と比較しまして1億2,630万6,000円の減額となっております。減額の主な理由は、歳出抑制に努めたことによる需用費の減及びシステム改修費等に係る外部委託が減少したことに伴う委託料の減によるものであります。

3の扶助費につきましては総額7億3,147万6,000円で、前年度と比較しまして863万4,000円、1.2%の減額となっております。

4の補助費等につきましては総額18億5,133万8,000円で、前年度と比較し1,997万2,000円、1.1%の減額となっております。減額の主な理由は、愛知県都市計画道路一部改良に伴う用地補償費の減であります。

また、一部事務組合等の負担金といたしましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金2億7,664万5,000円、知多南部衛生組合分担金7億4,215万7,000円、知多南部広域環境組合分担金2,737万7,000円、知多南部消防組合分担金3億6,841万4,000円をそれぞれ計上しています。

5の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費として5,139万3,000円を計上しています。

6の公債費につきましては6億2,781万円で、前年度に比較し2,270万9,000円、3.8%の増額となっております。なお、令和3年度末の町債の残高見込額は75億2,052万5,000円であります。

7の投資的事業費につきましては総額13億2,767万9,000円、前年度と比較し1億9,961万8,000円、13.1%の減額となっております。減額となった主な理由は、保育所整備事業、豊浜地区防災拠点施設整備事業の一部及び総合体育館つり天井耐震化工事などが完了したことによるものであります。

9の貸付金につきましては、勤労者住宅資金預託金30万円及び小規模企業等振興資金預託金1,500万円を計上しています。

10の積立金につきましては、各基金の利子分167万9,000円を基金へ積立てするための予算であり、歳入予算額と同額を計上しています。

11の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く4特別会計に総額6億349万1,000円を繰り出すもので、前年度と比較し1,060万7,000円、1.8%の増額となっております。繰出先は、国民健康保険特別会計へ1億9,213万6,000円、後期高齢者医療特別会計へ7,625万8,000円、介護保険特別会計へ3億600万5,000円及び漁業集落排水事業特別会計へ2,909万2,000円をそれぞれ一般会計から繰出金として計上しています。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

それでは、一般会計予算の質疑をさせていただきます。

1番、予算書25ページ、税務課です。固定資産税の滞納繰越分が昨年の3,039万1,000円から5,848万7,000円と増額しております。今後の具体的回収計画と見通しをどのように考えていますか。

2番、予算書55ページ、総務課です。

職員駐車場利用料金が、180万円徴収することになっております。役場職員のやる気

と福利向上で半額程度に減額することが必要ではないか。どのように考えておりますか。

3番、予算書49ページ、産業振興課です。

豊浜商工会の事務所用地貸付料が2万1,000円となっております。異常に安過ぎるのはなぜですか。しかも、昨年より1,000円また安くしております。適正な貸付料にする、再交渉すべきと考えますが、町はどのような見解を持っておりますか。

4番、予算書49ページ、検査財政課です。

駐在所用地貸付料が47万4,000円から、今年は約3万円も安い44万7,000円に減額されております。教職員住宅貸付料は変わっておりません。今回引き下げた理由と適正な駐在所用地貸付料に再交渉すべきと考えますが、いかがですか。

5番、予算書71ページ、総務課です。

知多5町職員研修協議会負担金は、令和元年度は1万8,000円、令和2年度は10万5,000円、令和3年度は36万2,000円と異常に跳ね上がっております。引上げの根拠と、研修の中身は何で、その妥当性はあるのか。また、このコロナ禍で研修の実施の必要性はあるのでしょうか。

6番、予算書93ページ、地域振興課です。

地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託料が昨年の586万3,000円から438万9,000円も大きく減っております。昨年の委託が適正に入札なされているのか、または随意契約がされていなかったのではないかというふうに思います。説明してください。

7番、予算書97ページ、税務課です。

滞納整理機構は、愛知県の他市町では解散しております。県からの補助もない、知多半島のみ継続していて問題であります。納税者に寄り添い、適正な納税業務を行うためには、差押えを前提の整理機構任せではなく、町民に寄り添った相談・指導の納付体制をつくるべきと考えますが、令和2年度予算の答弁と変更するところはないのでしょうか。

8番、予算書97ページ、税務課です。

軽自動車税県外転出課税資料収集業務分担金1万2,000円を新規計上しております。なぜこれが必要なのでしょうか。町の税務課でやれる仕事ではないですか。既に軽自動車税課税資料取扱費分担金で20万5,000円支払いしております。ここの中でできる仕事ではないのでしょうか。

9番、予算書111ページ、検査財政課です。

監査事務の監査委員は議員ではなく、会計士等専門性と独立性のある監査委員の選定規定が最近定められております。議員選出の監査委員ではなく、大府市のように、専門性のある2名の監査委員に替えるべきと考えます。積極的制度改革の検討はしてきておるのでしょうか。

10番、予算書の155ページ、産業振興課です。

勤労者住宅資金預託金が昨年度は300万円ありました。これを令和3年度は30万円に変更しております。なぜでしょうか。この預託金は、これまでどれだけ利用されているのでしょうか。

11番、予算書165ページ、産業振興課です。

のり食害対策事業補助金は、令和元年度90万円だったのが令和2年度45万円、令和3年度は30万円に減らされております。事業者の意見を聞いていますでしょうか。もっと増やすべきではないですか。県からの補助金が、新聞情報によりますと1,100万円がついているということを聞いております。県からの補助金は今後想定されるのでしょうか。

12番、予算書の193ページ、防災安全課です。

愛知県派遣職員人件費負担金が660万円ついております。防災関連でどのように使われておるのでしょうか。どのような期間の派遣で、どのような仕事をしているのでしょうか。

13番、予算書193ページ、防災安全課です。

防災ヘリコプター運営協議会の63万3,000円の負担金の根拠はどのようにして払っているのでしょうか。南知多町での防災ヘリなど、これまで実績は何かあるのでしょうか。

14番、予算書193ページ、これも防災安全課です。

コロナ禍の中、災害時の避難所の対策として、個別テントを総合体育館や各避難所に配置することが必要です。災害対策事業費をもっと増額して備えるべきではないでしょうか。

15番、予算書81ページ、企画課です。

リニア中央新幹線建設促進期成同盟負担金は、国家的無駄遣いと自然破壊と社会的生活の不安に賛同するお金であり、南知多町として支出すべきではないと毎年繰り返しております。既に大井川水がれ問題や大深度法で掘削することで地盤沈下も問題となっております。負担金支出をやめる考えは変わらないのでしょうか。

16番、予算書83ページ、地域振興課です。

離島交通費助成では、令和元年度決算では、大人16枚は94.3%、子どもは14枚で73%の割引利用でありました。大人16枚では足りないことが島の方々の思いであります。病院等への通院で困っております。離島交通費助成補助金1,823万9,000円では足りません。増額の検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

17番、予算書85ページ、地域振興課です。

空き家バンク制度補助金は1軒当たり最大30万円、総額360万円で予算しておりますが、少な過ぎるのではないのでしょうか。補助額をもっと上げて、都会からの移住者への積極的アピール政策が必要ではないのでしょうか。

18番、予算書83ページ、企画課です。

一般企画費の負担金、補助及び交付金では、昨年度あった市町村ゼミナール7万円をやめたのは評価できます。しかし、姉妹都市等宿泊費助成事業補助金が、昨年度は6万円だったのに、今年は3万円に減らしております。町の交流促進方針とは相入れないのではないのでしょうか。予算だけは6万円の確保が必要ではないのでしょうか。

19番、予算書81ページ、検査財政課です。

元年度決算では、師崎天神山駐車場管理委託料は22万8,000円となっております。決算では。予算では、昨年も令和3年度も業務委託料11万円となっております。どのような契約内容と実績となっているのか。11万円でやれるのでしょうか。よろしく願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は、13時45分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[ 休憩 13時35分 ]

[ 再開 13時45分 ]

#### ○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

議案第17号の内田議員からの質問に、町当局のほうからの答弁をよろしく願いします。

また、番号を内田議員のほうからしっかり言ってもらえたので、番号を頭に持って答弁していただければ結構です。よろしく願いします。

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

内田議員からの一般会計議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課所管分について通告書番号1番、予算書の25ページの固定資産税の滞納繰越分の予算額が、前年度に対し増額となった主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施されました徴収猶予の特例制度の適用を受けた令和2年度分の固定資産税現年課税分3,330万円が、令和2年度中には納付されず、令和3年度に滞納繰越となると見込んだためであります。

なお、この滞納繰越分となる見込みの3,330万円につきましては、徴収猶予により延長された納期により、順次納付されるものと考えております。また、その他の滞納繰越分につきましては、滞納処分をはじめとした積極的な滞納整理に取り組みまして、収入未済額の縮減に努めていきたいと考えております。

次に、通告書番号の7番、予算書97ページ。知多地方税滞納整理機構の負担金の関係について、愛知県知多地方税滞納整理機構は、愛知県の方針によりまして、県内の他地区の滞納整理機構と同様に昨年度末で終了することとなりましたが、その設置目的であります個人住民税をはじめとした市町村税の収入未済額の縮減を目的とした……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

過去に分かっている言葉は一切省いてください。以上です。

○税務課長（神谷和伸君）

失礼しました。

それでは、まとめだけお答えさせていただきます。

これにつきましては、昨年3月議会で議案質疑確認書のほうで質問されておりますが、昨年答弁させていただいたとおり、本町といたしましては、引き続きこの機構に参加し、これまでと同様に連携していくことと考えております。

次に、通告書番号8番、予算書97ページの軽自動車税県外転出課税資料収集業務分担金1万2,000円につきましては、前年度までは、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴

収費の諸税賦課事務費のうちの12節委託料の軽自動車情報提供委託料予算の中で計上していたものを、予算科目を振り替えて計上したものであります。軽自動車税県外転出課税資料収集業務分担金や軽自動車税課税資料取扱費分担金は、ともに名古屋ナンバーの二輪の小型自動車や軽自動車に係る課税資料を収集するために支払う愛知県町村会への分担金であります。

軽自動車税県外転出課税資料収集業務分担金につきましては、軽自動車等の県外転出についての情報を収集するためのものであります。軽自動車税課税資料取扱費分担金は、軽自動車等の愛知県内の異動情報を収集するためのもので、県外転出の情報は含まれておりません。

なお、これらの名古屋ナンバーの軽自動車等に係る異動の手續につきましては、軽自動車検査協会等が窓口となっております。役場では行うことはできませんので、軽自動車等の課税資料を収集するためには、これらの分担金の負担は必要と考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

続きます。総務課所管分について答弁をさせていただきます。

番号2番、予算書55ページ、総務費雑入の職員駐車場利用料についてお答えします。

本町では、職員の用に供するため、町の所有地を職員駐車場として使用しており、その駐車場を利用する職員から利用料として月額1,000円を徴収しております。利用料につきましては、町内の民間駐車場の料金や近隣市町の状況から適当な金額と考えていますので、現時点では減額する考えはありません。

次に、番号5番、予算書71ページ、職員研修費の知多5町職員研修協議会負担金についてお答えします。

知多郡の5町が共同で実施している階層別研修の費用に対する負担金で、その研修の中身は新規採用職員研修、入庁後およそ5年と10年で受講する一般職員研修及び新任係長研修となります。負担金が引上げとなるのは、令和2年度から研修の質を高めるため、研修講師を5町の職員から外部業者への委託に変更し、さらに令和3年度についても業者委託する講義を増やすためであります。階層別研修は、その時々実施する必要があり、職員の資質向上に効果的ですが、本町単独で実施するには財政的に困難であ

るため、コロナ対策をしつつ、5町共同で開催してまいります。

以上で総務課所管の答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

続きまして、産業振興課所管分について御答弁させていただきます。

まず通告書番号3番、豊浜商工会事務所用地貸付料についてお答えします。

豊浜商工会への事務所用地貸付料については、町の土地借地料算定式により決定しております。算定式としましては、課税標準額に係数0.03を乗じた金額となっております。なお、課税標準額は近隣の宅地単価を引用しております。また、地価の下落により令和2年度の課税標準額が下がりましたので、昨年度より1,000円減少しております。

次に、通告書番号10番、勤労者住宅資金預託金についてお答えします。

勤労者住宅資金預託金については、東海労働金庫と町が連携して行う勤労者住宅資金融資に係る預託をするものです。令和2年度は現在の利用者1名と新規利用者1名を想定して計上させていただきましたが、長く続く低金利により、市中銀行等において有利な住宅ローンの商品があることから、新規利用者が見込めないため、令和3年度は現在の利用者1名分の融資残高に対する必要相当分の預託金を予算計上させていただきました。なお、現在まで31名の方が利用されております。

次に、通告書番号11番、のり食害対策事業費補助金についてお答えします。

のり食害対策事業費につきましては、令和元年度より町独自の事業としまして、安定的なのり生産を目的に、管内6漁協が行う有害鳥獣の追い払い等に対し、1漁協当たり15万円を限度として90万円の補助金を計上させていただきました。令和2年度は、令和元年度の利用実績、豊浜・大井の2漁協と新たな利用も考慮し、45万円に減額させていただきました。

令和3年度につきましては、漁協への要望調査に加え、令和2年9月に実施されました、のり養殖事業者主催の意見交換会でのり食害の現状や対策、課題等をお聞きし、その中で本事業の説明をさせていただきました。その結果、令和2年度実績が豊浜・大井の2漁協でありましたので、30万円とさせていただきました。

また、愛知県からの補助でございますが、令和3年度からの新規事業により、主に魚類の食害対策に係る経費の補助として、愛知県全域で補助率2分の1の1,100万円の補

助金が予定されております。

以上で産業振興課所管分の答弁を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

検査財政課長。

**○検査財政課長（山下忠仁君）**

続きまして、検査財政課所管について答弁させていただきます。

番号4番、予算書49ページ、駐在所用地貸付料について答弁させていただきます。

町内にあります6か所の駐在所は、半田署へ土地の貸付けを行っております。半田署からの要望を受け、土地の評価額の下落などを考慮し、交渉した結果、段階的に減額することといたしました。現在の価格は適正であると考えております。

番号9番、予算書111ページの議員選出の監査委員について答弁させていただきます。

本町の考えは、専門的な視点だけではなく、議員の幅広い見地から行政をチェックしていただき、住民目線での監査も必要と考えていますので、議員選出監査委員は今後もお願ひするものであります。

番号19番、予算書81ページの師崎天神山駐車場管理委託料について答弁させていただきます。

令和元年度までは、借受人の募集、駐車場位置の調整等など、周辺住民の状況を考慮した内容をお願いしておりました。近年、新規募集や駐車位置の変更もないため、令和2年度より駐車場の見回り及び清掃、草刈り業務の管理内容に変更しましたので、減額となっております。

以上で検査財政課所管分の答弁を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（滝本恭史君）**

続きまして、地域振興課所管分について答弁させていただきます。

通告書6番、公共交通対策事業費、地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託について答弁させていただきます。

地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託料につきましては、受託できる業者が限られていることから随意契約にて適正に契約を行っております。

また、令和3年度の委託料につきましては、令和2年度は委託業務の一部として含ま

れておりました南知多町公共交通計画策定業務が必要でございましたが、令和3年度ではもう策定済みとなりますので、不要となることから委託料の減額をしております。

次に、通告書16番、離島振興費、離島交通費助成につきまして答弁させていただきます。

離島交通費助成事業につきましては、愛知県と事業を共同して実施しております。島民からの要望を踏まえまして、今後県と協議してまいります。

次に、通告書17番、まちづくり推進事業費、空き家バンク制度補助金につきまして答弁させていただきます。

空き家バンク制度に係る補助金については、改修費補助、中古住宅購入費補助、新築費補助及び空き家バンクへの登録促進補助の財源の全てを一般財源にて充当しておりますが、令和2年度から国土交通省が実施する空き家対策総合支援事業を活用することにより、改修費30万円の補助を新設しております。空き家対策に係る補助につきましては、今後も移住・定住に関する事業施策と絡めながら検討してまいります。

以上で地域振興課所管分の答弁を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

防災安全課長。

**○防災安全課長（滝本 功君）**

続きまして、防災安全課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号12番、防災対策事業費の愛知県派遣職員人件費負担金につきましては、この負担金は、愛知県派遣職員制度により、防災安全課主幹として派遣されている職員1名分の県が支給する給料及び諸手当のうち、3分の2を町が負担しているものであります。派遣期間は原則2年間ですが、1年に限って延長できる制度となっております。

南海トラフ地震津波対策特別強化地域に指定された本町では、防災対策の強化が強く求められ、防災拠点施設整備などハード面での対策を進めるに当たり、国庫補助制度の活用において県との調整を図ってもらっております。

また、地域防災計画の見直しをはじめ、国土強靱化地域計画、受援マニュアル、南海トラフ地震臨時情報発表時における対応マニュアル策定などソフト面での対策強化についても、県職員の幅広い知識や経験に基づき、助言・指導を仰ぎながら防災事業を推進し、町の防災力の向上に取り組む方針であります。

次に、通告書番号13番、災害対策事業費の防災ヘリコプター運営協議会につきまして

は、愛知県の消防防災体制の充実強化を目的とする愛知県防災ヘリコプター運営協議会は、愛知県並びに県内54市町村、消防一部事務組合及び消防広域連合で構成されており、防災業務のみではなく、消防業務でも運航できるよう構成市町村等から職員の派遣を受けて業務を行っております。この派遣職員の給与等につき、均等割・人口割・面積割・財政規模割で算出した額を市町村が負担しております。

近年では、平成30年に篠島の火災発生時に出動した実績があります。また、毎年篠島・日間賀島の両島におきまして、知多南部消防署と消防団による災害対策訓練を実施しております。

次に、通告書番号14番、コロナ禍における災害時の避難所対策として災害対策事業費を増額するべきではないかにつきましては、避難所の資機材として、既に間仕切り用のパーティションを500基備蓄しております。また、コロナ禍における避難所対策として、今年度、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応臨時地方創生交付金を活用し、1人用テントと簡易ベッドを100基ずつ、消毒液、体温計などを購入し、感染症対策を進めております。今後につきましても、国や県の補助金を活用しながら整備を進めていきたいと考えております。

以上で防災安全課所管分の答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

最後に、企画課所管分について答弁をさせていただきます。

質疑通告書番号15番、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会負担金の支出をやめるという考えは変わらないのかにつきましては、引き続き加盟を続けていき、負担金の支出をしていくものと考えております。

次に、通告書番号18番、姉妹都市等宿泊助成事業補助金の額を6万円確保が必要ではにつきましては、ここ数年の利用実績に基づき3万円に減額しており、適正と考えております。以上になります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

質疑確認書の5番、環境課。ごみ減量化の地区、何人でやるか、月に何回とか、年に1回とか、そういう回数をちょっと教えてください。

12番、社会教育課。何人で策定委員をやるのかということと、あとどのような人がこれをやるのかということ。

そして、21番、給食センター。ボイラーのところですけども、リース期間が6年間で違約金を取られたということで、これは最初何年でもよかったのかということと、なぜ脱酸素装置が使用できないのかということと、あとリース料金の積算根拠を教えてください。

23番、給食センター。災害時の移動式窯炊きですけども、各地区の事業のときに貸していただけるのか、教えてください。以上です。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

地区については内海、豊浜、師崎、篠島、日間賀島地区の5地区を予定しています。作業人数は、業者が行うため不明です。回数については年1回となります。

○議長（藤井満久君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森 崇史君）

委員の人数については14人を予定しています。委員の構成については、学識経験者2人、町内で文化財保護に係る活動を行う団体の代表者5人、愛知県文化財保護指導委員1人、専門的知識を有する者、2人、重要文化財所有者2人、オブザーバー2人、そのほかに、策定委員会の中に作業部会を設け、専門家による現地調査を実施し、調査報告会も予定しています。

○議長（藤井満久君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（山本剛資君）

まず21番についてお答えします。リース期間は原則6年、特例として5年どちらかの選択ができましたが、リース金額の総額は同じなので、1月当たりの支払い金額が少なくなる6年を選択しました。また新学校給食センターで使用するボイラーは、脱酸素装

置と一体型のものなので使用できません。リース料金の積算について、リース料金総額268万2,720円をリース期間72か月で割ると1月当たり3万7,260円となります。これに使用しない36か月を掛けて134万1,360円が違約金となります。

次に23番についてお答えします。学校給食調理用として使用するため、衛生面等を考慮する必要がありますが、調理業務に支障が出ない範囲での貸出しを検討します。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第24 議案第18号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第24、議案第18号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第18号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者などの自営業者及び無職の人を中心とした医療保険を目的としたもので、令和3年度の加入世帯数は3,097世帯、被保険者数は5,936人と想定し、歳入歳出予算総額は28億100万円で、前年度の予算額と比較し1億600万円、3.6%の減となっております。

歳出における減額の主な要因としましては、愛知県に納める国民健康保険事業費納付金の減によるものであります。

歳入における減額の主な要因としましては、保険税の減であります。

新年度におきましては、保険給付費や国民健康保険事業費納付金など、これらの支出に対応するため、適正な賦課及び収入の確保に努めてまいります。

なお、国民健康保険税の課税限度額を3万円引上げさせていただくとともに、一般会計からの法定外繰入れで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成を行ったものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第25 議案第19号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算**

**○議長（藤井満久君）**

日程第25、議案第19号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

議案第19号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で障害の程度が一定以上の状態にある

高齢者を対象とする医療制度であります。

愛知県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受付事務を行います。

令和3年度では加入者を3,769人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は2億9,100万円で、前年度予算と同額になっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が98.6%を占めています。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第26 議案第20号 令和3年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第26、議案第20号 令和3年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第20号 令和3年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御

説明を申し上げます。

介護保険事業は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものであります。

介護保険料につきましては3年ごとに見直しを行い、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づきまして、基準月額を5,000円と設定しております。

令和3年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較しまして6,200万円増の20億2,500万円を計上しています。

歳入の主なものは、保険料3億6,611万4,000円、国庫支出金4億9,952万4,000円、支払基金交付金5億2,069万7,000円、県支出金2億8,966万5,000円及び繰入金3億3,979万5,000円であります。

一方、歳出では、保険給付費が18億8,018万2,000円で、歳出全体の92.9%を占めています。

また、地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が1億1,095万8,000円、総務費が3,117万6,000円となっております。

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第27 議案第21号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第27、議案第21号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第21号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は9,340万円で、前年度予算額より9万4,000円、0.1%の増であります。

予算の主な内容は、歳出におきましては、地方公営企業法適用に関する移行事務費などの総務一般管理費399万円、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費3,347万3,000円、処理場等設備改良工事などの事業費2,789万6,000円、公債費2,700万4,000円であります。

これらを賄う主な財源としまして、使用料及び手数料2,962万1,000円、県支出金1,094万8,000円、繰入金3,169万8,000円、町債2,030万円などを計上しています。

本年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであります。

令和3年度末の町債現在高見込額は2億5,162万2,000円であります。

以上で、南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、漁業集落排水事業特別会計について2点お伺いします。

1点目、公営企業法適用の369万円が計上されておりますが、平成27年から平成31年の5年間は集中取組期間でありました。その場合、公営企業会計の適用に要する公営企業債の対象とする措置とともに、下水道事業については、元利償還金に対する地方交付税措置を講ずるというふうにしておりました。今でもこの対象とすることは続いているのか、お答えください。

2点目、漁業集落排水事業経営戦略には、排水事業の整備促進と料金のシミュレーションも含む適正な管理運営を図るために、下水道管理運営委員会を開催するとしております。令和3年度一般管理費の予算に位置づけられているのでしょうか。2点お答えください。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

ただいまの内田議員からの漁業集落排水事業特別会計議案質疑通告書につきまして答弁をさせていただきます。

まず、通告書番号1番、普通交付税措置がされているのかという関係でございます。

公営企業会計の適用推進に係る支援措置として、人口3万人未満の下水道事業につきましては、公営企業法適用期間が令和元年度から令和5年度までに期間が延長されております。この期間延長に伴い、公営企業会計適用債の元利償還金に対し交付税措置も継続されることとなります。

また、建設改良費に係る下水道事業債につきましても、交付税措置は継続されることとなっております。

次に、通告書番号2番、一般管理費の関係でございますが、下水道管理運営委員会開催に要する費用として、職員が日間賀島に移動する旅費及び船舶借上料を一般管理費の予算に位置づけております。

以上で答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第28 議案第22号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

### ○議長（藤井満久君）

日程第28、議案第22号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（石黒和彦君）

議案第22号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場は、地域住民や観光客の駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

本年度の予算総額は8,970万円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料や改修工事などの施設管理費3,830万5,000円、公債費1,899万円となっております。これらを賄う主な財源としましては、駐車場使用料8,851万4,000円を計上しております。

なお、令和3年度末の町債現在高見込額は5,424万4,000円であります。新型コロナウイルス感染症の影響による観光客数の減少に伴い、使用料収入の減少も危惧されますが、引き続き施設の適正な維持管理に努め、駐車場の健全運営を図ってまいります。

以上で、師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、駐車場特別会計について1点だけお伺いします。

409ページですが、駐車場管理委託料のうち、施設管理に係る委託業務はどこに管理委託をして、管理委託の南知多町のチェックはどのようにしていくつもりであるか、お答えください。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

それでは、通告書番号3番について答弁させていただきます。

予算書409ページの駐車場管理委託料のうち、施設管理業務委託につきましては、現在名鉄海上観光船株式会社に委託をしております。

また、管理のチェック方法につきましては、月に1度提出を求めています管理状況報告書、業務日誌により、駐車場利用台数の集計や管理人の従事日数や勤務時間、あるいは駐車場設備の稼働状況、消耗品の補充状況、その他駐車場内でのトラブルや事故などの対応内容を確認しているところでございます。あわせて、町の職員による現場の巡回により、委託業務が適切に行われているかを確認しているところでございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第29 議案第23号 令和3年度南知多町水道事業会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第29、議案第23号 令和3年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第23号 令和3年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の水道事業は、町民の生活に必要不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるものであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めてまいります。

本町の水需要は、人口の減少、漁業・観光業の不振、節水意識の定着などにより減少傾向が続いており、令和3年度もその傾向が続くと見込まれます。

令和3年度の主な事業としましては、岩屋配水区管路耐震化工事（その2）、県道新設に伴う中町配水管布設工事及び豊丘歩道設置に伴う配水管布設替工事などを実施することといたしております。

予算の内容として、収益的収支におきましては、収入額7億4,761万5,000円に対し、支出額7億981万9,000円で、差引き3,779万6,000円、税込みでございますが、計上したものであります。

また、資本的収支におきましては、収入額1億5,620万3,000円に対しまして、支出額3億147万5,000円で、その収支差引不足額1億4,527万2,000円につきましては、建設改良積立金などで補填するものであります。

令和3年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額10億1,129万4,000円で、前年度予算額に比較しまして1億1,187万9,000円、10.0%減となっております。

令和3年度末の企業債残高見込額は15億7,820万5,000円であります。

以上で、水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

水道特別会計について1点だけお聞きいたします。

425ページです。

水道給与費明細書で、令和3年度は時間外手当予算が令和2年度に比べて47万円ばかり増えております。土曜日・日曜日も出て大変だと思います。このような手当額は、何を想定しておるのか、教えてください。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

通告書番号4番、給与費明細書の中の時間外勤務手当が増えている理由はありますが、積算の根拠となる職員を主幹級から係長級に変更したため、管理職手当が減少し、時間外勤務手当が増加したためであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第30 議案第24号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第30、議案第24号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長（中川昌一君）**

それでは、議案第24号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,238万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,238万円とするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

中段の表、3.歳出でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は1,199万4,000円の増額補正でございます。これは、大井小学校と師崎小学校の統合に伴う小学校再編事業に係る経費でございます。主な経費といたしまして、登下校時などに使用するスクールバス購入費893万円、閉校記念誌作成補助金100万円を計上するものでございます。

次に、下段の表、3項中学校費、1目学校管理費は38万6,000円の増額補正でございます。これは、中学校再編に向けて、町内全中学校の生徒が球技大会などで交流を行うための経費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

上段の表、2.歳入でございます。

19款1項1目繰越金は1,238万円の増額補正でございます。これは、歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

榎戸議員。

○11番(榎戸陵友君)

修繕料というのは、主に何に使われるのですか。

○議長(藤井満久君)

学校教育課長。

○学校教育課長(石黒俊光君)

師崎小学校の運動場の監視カメラの設置、図工室の照明取替え、校内の舗装修繕の費用でございます。

○議長(藤井満久君)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第31 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」  
の採択を求める請願

○議長(藤井満久君)

日程第31、請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第1号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。

---

○議長(藤井満久君)

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[ 散会 14時34分 ]

